

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

|    |  |
|----|--|
| 件名 | 介護保険関連システムの再整備等について（個人番号の照会、検索及び登録の機能追加） |
|----|--|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部介護保険課、地域包括ケア推進課）

## 事業の概要

|      |   |
|------|---|
| 事業名  | 介護保険関連業務  |
| 担当課  | 介護保険課、地域包括ケア推進課   |
| 目的   | 介護保険関連業務の安定運用を図る。   |
| 対象者  | 1 新介護システム 新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員<br>2 新ケアマネシステム 新宿区介護保険の被保険者   |
| 事業内容 | <p>1 システム再整備の経緯</p> <p>現行の介護保険関連業務で利用しているシステムは、①介護保険ホストシステム（以下「介護システム」という。）と②要介護認定支援システム（以下「認定支援システム」という。）、③ケアマネジメント支援システム（以下「ケアマネシステム」という。）に細分され、介護保険制度が発足した平成12年度から、現在もこの3つのシステム（以下「介護保険関連システム」という。）を利用している（平成11年第1回本審議会承認済）。</p> <p>また、令和元年には、システム改修に要する作業や費用を抑制し、介護保険業務の安定運用を行うことを目的に、①介護システムと②認定支援システムが一体となった「新介護システム」と③ケアマネシステムを刷新した「新ケアマネシステム」を導入するための、システム再整備を行うこととした（令和元年度第2回本審議会承認・了承済）。</p> <p>2 変更点（今回の本審議会における付議内容）</p> <p>上記システムの再整備については、令和元年10月より、富士通株式会社と業務委託契約を締結し、パッケージシステムの詳細仕様の確認を進めていたが、当初の想定から、下記の変更が生じた。</p> <p>(1) 現行、介護保険業務では被保険者の本人確認等に個人番号を利用しており、ホスト業務システムにて、個人番号の照会、検索及び登録を行っている。しかし、新システムにおいては、個人番号の照会等を行う機能を保有していることが判明したため、ホスト業務システムは利用せず、「新介護システム」にて、統合宛名システムと情報連携し、個人番号の照会等を行うこととなった（※）。</p> <p>(2) 上記(1)に伴い「被保険者の資格管理業務」にて保有する情報項目（資料5-2-1の1 ㊸個人番号管理情報のとおり）を追加することとなる。</p> <p>※…介護保険に関する事務及び介護保険法による地域支援事業においては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、従来から、個人番号を利用している。</p> <p>本件変更により、特定個人情報保有する対象者（新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員）に変更は生じない。</p> <p><b>【個人番号の照会、検索及び登録を行う際に利用するシステム】</b></p> <p>現行 ホスト業務システム<br/>         変更後 新介護システム<br/>         資料5-1-1及び資料5-1-2のとおり</p> <p>3 新システムによる処理対象者の規模</p> <p>新介護システム 約93,000人<br/>         新ケアマネシステム 約75,000人</p> |

## 件名 介護保険関連システムの再整備等について

※太字ゴシック(下線)箇所が、令和元年度第2回本審議会承認・了承済の内容からの変更箇所

|   |  |
|---|--|
| 保有課(担当課)                                  | 介護保険課、地域包括ケア推進課  |
| 登録業務の名称                                   | 1 新介護システム 資料5-2-1の1~18のとおり<br>2 新ケアマネシステム 資料5-2-2の1のとおり  |
| 記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか) | 1 個人の範囲<br>(1) 新介護システム 新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員<br>(2) 新ケアマネシステム 新宿区介護保険の被保険者<br>2 記録項目<br>(1) 新介護システム 資料5-2-1の1~18のとおり<br><b>※ 今回追加となる情報項目は、資料5-2-1の1 ㊸個人番号管理情報</b><br>(2) 新ケアマネシステム 資料5-2-2の1のとおり<br>3 記録するコンピュータ<br>介護保険関連システムサーバ(情報システム課所管のコンピュータ室に設置)  |
| 新規開発・追加・変更の理由                             | 今後見込まれる様々な制度改正等の際、他自治体においても導入しているパッケージシステムの導入を行うことで、システム改修に要する作業や費用を抑制し、介護保険関連業務をより安定的に運用できるため。<br><b>なお、選定パッケージシステムについては、個人番号の照会、検索及び登録機能を保有していることが判明したため、当該作業を行う際に、従来はホスト業務システムを利用していたが、新介護システムへ変更することとなった。</b>  |
| 新規開発・追加・変更の内容                             | 1 インフラ基盤の構築<br>2 新システムのインストール及びカスタマイズ<br>3 現行システムから新システムへのデータ移行<br>4 他システム(例:統合宛名システム等)との連携環境の構築<br>5 運用管理機能(※)の構築<br>※ 利用者管理、情報セキュリティ対策、バックアップ、運用状況監視、障害対策等<br>6 上記1から5までの要件定義、設計、開発、検証等  |
| 開発等を委託する場合における個人情報保護対策                    | <b>【運用上の対策】</b><br>1 契約にあたり、仕様書に新宿区情報セキュリティーポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記するとともに、別紙「特記事項」を付す。<br>2 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。<br>3 システム機器設置場所へ事業者が入退室する際は、管理(申請、承認、記録)を行う。<br>4 記録媒体の取り扱いにおいては、記録媒体管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。<br>5 実データを使用した検証作業は、区職員が実施する(委託先には、必要な支援のみ行わせる)。<br>6 データ移行(セットアップ)等の個人情報を取り扱う作業には、区職員が立ち会う。 |

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | <p>7 本業務に係る個人情報を、庁内外へ持ち出すことを禁止する。</p> <p>8 委託先が、モバイルパソコンを持ち込む際は、区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコンと区のシステム機器及びUSB等の記録媒体との接続をさせないように、区の職員が立ち会う。</p> <p><b>【システム上の対策】</b></p> <p>1 ウイルス対策ソフトウェアの導入及びパターンファイルの更新を行い、常に最新のウイルス対策により、ウイルス感染による情報漏えいを防止する。</p> <p>2 OSのセキュリティパッチ等の定期的な適用により、脆弱性によるサイバー攻撃からの情報漏えいを防止する。</p> <p>3 インターネット等、外部ネットワークとの直接接続を禁止する。</p> <p>4 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。</p> <p>5 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。</p> <p><b>【個人番号の取扱いに関する対策】</b></p> <p><u>1 個人番号の照会、検索及び登録については、当課で定めた特定個人情報取扱者のみとし、それ以外の者は操作できない設定を行う。</u></p> <p><u>2 システム外へ退避したバックアップ用データについても、権限の無い者から個人番号へ不正アクセスされた場合に解読することができないよう暗号化（共通鍵暗号方式）を施す。</u></p> <p><u>3 個人番号の照会等が行えるパソコンについては、区イントラパソコンを利用し、ID・パスワードによる認証に加え、顔認証により、なりすまし防止対策を行う。</u></p> <p><u>4 DVD等の外部記録媒体を利用する際は外部記録媒体利用管理簿に記録し、さらに、システムを利用する際はシステムのログにより操作履歴を記録することで、<u>追跡性を確保する。</u></u></p> |
| <p>新規開発・追加・<br/>変更の時期</p> | <p>令和元年7月25日 業者選定及び決定（指名業者選定等委員会へ付議）</p> <p>9月中旬～ 契約、開発</p> <p><b>令和2年6月上旬 新システムのインストール</b></p> <p>8月上旬～ データ移行</p> <p>令和3年1月上旬 本稼働</p>  |

## 件名 介護保険関連システムの再整備等に係る業務の委託について

※太字ゴシック(下線)箇所が、令和元年度第2回本審議会承認・了承済の内容からの変更箇所

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 保有課(担当課)                        | 介護保険課、地域包括ケア推進課   |
| 登録業務の名称                         | 1 新介護システム 資料5-2-1の1～18のとおり<br>2 新ケアマネシステム 資料5-2-2の1のとおり   |
| 委託先                             | <b>富士通株式会社</b> (公募によるプロポーザル(企画提案・評価)により決定)<br>※プライバシーマーク及びISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証取得事業者。   |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | 1 新介護システム<br>新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員に係る情報項目(資料5-2-1の1～18のとおり)<br><b>※ 今回追加となる情報項目は、資料5-2-1の1 ㊸個人番号管理情報</b><br>2 新ケアマネシステム<br>新宿区介護保険の被保険者に係る情報項目(資料5-2-2の1のとおり)   |
| 処理させる情報項目の記録媒体                  | 電磁的媒体(介護保険関連システム、新介護システム及び新ケアマネシステム)  |
| 委託理由                            | プライバシーマーク及びISMSの認証取得事業者であり、ITに係る高い技術力と様々な実績及び提案力を持つ事業者により、高度なシステムの再整備を安全かつ効率的に行うことができるため。   |
| 委託の内容                           | 1 再整備業務<br>(1) インフラ基盤の構築<br>(2) 新システムのインストール及びカスタマイズ<br>(3) 現行システムから新システムへのデータ移行<br>(4) 他システム(例:統合宛名システム等)との連携環境の構築<br>(5) 運用管理機能(※)の構築<br>※…利用者管理、情報セキュリティ対策、バックアップ、運用状況監視、障害対策等<br>(6) 上記(1)から(5)までの要件定義、設計、開発、検証等<br>2 保守業務<br>(1) ハード、ソフトの保守・障害復旧<br>(2) 運用支援、オペレーション(※)、問い合わせ対応、法・制度改正対応等<br>※…システムの起動・停止処理の実行、バッチ処理(定例、随時)及び設定変更等 |
| 委託の開始時期及び期限                     | 1 再整備業務<br>令和元年9月から令和2年12月(本稼働時期)まで<br>2 保守業務<br>令和3年1月(本稼働)から <b>令和3年3月31日まで</b> (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)  |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策                | <b>【運用上の対策】</b><br>1 契約にあたり、仕様書に新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記するとともに、別紙「特記事項」を付す。<br>2 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。<br>3 システム機器設置場所へ事業者が入退室する際は、管理(申請、承認、記録)を行う。<br>4 記録媒体の取り扱いにおいては、記録媒体管理を行い、利用時は第三者   |

|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | <p>漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。</p> <p>5 実データを使用した検証作業は、区職員が実施する（委託先には、必要な支援のみ行わせる）。</p> <p>6 データ移行（セットアップ）等の個人情報を取り扱う作業には、区職員が立ち会う。</p> <p>7 委託先が、モバイルパソコンを持込む際は、区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコンと区のシステム機器及び USB 等の記録媒体との接続をさせないように、区の職員が立ち会う。</p> <p><b>【システム上の対策】</b></p> <p>1 ウイルス対策ソフトウェアの導入及びパターンファイルの更新を行い、常に最新のウイルス対策により、ウイルス感染による情報漏えいを防止する。</p> <p>2 OS のセキュリティパッチ等の定期的な適用により、脆弱性によるサイバー攻撃からの情報漏えいを防止する。</p> <p>3 インターネット等、外部ネットワークとの直接接続を禁止する。</p> <p>4 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。</p> <p>5 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。</p> <p><b>【個人番号の取扱いに関する対策】</b></p> <p><u>1 委託先が個人番号へアクセスすることを禁止とし、また委託先が個人番号へ不正アクセスしないように、操作権限にて個人番号へアクセスできない設定を行う。</u></p> <p><u>2 システム外へ退避したバックアップ用データについても、権限の無い者から個人番号へ不正アクセスされた場合に解読することができないよう暗号化（共通鍵暗号方式）を施す。</u></p> <p><u>3 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。</u></p> <p><u>4 個人番号の照会等が行えるパソコンについては、区イントラパソコンを利用し、ID・パスワードによる認証に加え、顔認証により、なりすまし防止対策を行う。</u></p> <p><u>5 DVD 等の外部記録媒体を利用する際は外部記録媒体利用管理簿に記録し、さらに、システムを利用する際はシステムのログにより操作履歴を記録することで、追跡性を確保する。</u></p> |
| <p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p> | <p><b>【運用上の対策】</b></p> <p>1 個人情報取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</p> <p>2 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底させる。</p> <p>3 委託事業者がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。</p> <p>4 開発過程における検証作業においては、委託事業者にダミーデータを使わせる。</p> <p>5 データ移行（セットアップ）は、委託先のモバイルパソコンにデータを保存することを禁止させるとともに、区職員の立ち会いの元、委託事業者に行わせる。</p> <p>6 本業務に係る個人情報は、庁内外へ持ち出しさせない。</p> <p>7 委託先が、モバイルパソコンを持込む際は、区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコンと区のシステム機器及び USB 等の記録媒体との接続をさせないように、</p>  |

に、区の職員の立会いに応じさせる。

**【システム上の対策】**

- 1 再整備業務及び保守業務にあたっての実データを使用した検証作業は、区職員が実施することとし、委託先は、必要な支援を行わせる。
- 2 保守業務にあたっては、アクセスログの管理監視による不正アクセス対策など、セキュリティ対策を実施させる。
- 3 不具合等が発生し、委託事業者が直接障害対応する場合は、遠隔地からのシステム接続を禁じ、庁舎内で行わせる。

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。



### **(再委託の禁止)**

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

### **(資料等の返還等)**

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

### **(業務に関する報告)**

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

### **(監査等)**

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

### **(従事者に対する教育)**

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

### **(事故発生時等における報告)**

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

### **(公表等)**

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

### **(損害の賠償)**

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。